平成２１年（フ）第６７３号
神奈川県相模原市旭町６番26号　ハイツグレンマレー102山尾方
債務者　三浦　道博
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４７０号
名古屋市南区前浜通５丁目２番地の４
債務者　渡邊　敏明
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田雄二朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４２３号
大分市大津町２丁目６番１Ａ８―11号
債務者　佐藤田鶴子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１７９１号
愛知県東海市名和町石田45番地の２
債務者　千田塗装工業所こと　千田　辰一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
三重県三重郡菰野町大字菰野7010番地
債務者　矢田　宏文
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目109番地
債務者　鍔田　庄造
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第８１３号
大分県別府市亀川四の湯町17番10号　伊藤アパート101号
債務者　賤川　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
愛知県豊橋市牧野町149番地の５
債務者　ソフト屋めぐこと　岡本　匡晃
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第７２６号
兵庫県芦屋市高浜町２番１―411号
債務者　三村　祐造
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　吉洋
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５０号
大阪市東淀川区瑞光１丁目10番８―503号
債務者　山本　利奈（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９号
大阪府門真市上野口町54番13―205号
債務者　中村　正昭
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００号
大阪市平野区瓜破６丁目８番５号
債務者　藤上久美子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宅　正人
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２号
京都府宇治市五ケ庄大林25番地の84
債務者　梅元　直弘
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１８号
宮城県石巻市松原町７番２号
債務者　阿部　壽子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
宮城県石巻市桃生町城内字舘下55番地
債務者　鈴木　孝宏
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８号
福岡県築上郡吉富町大字広津1121番地１　間尾団地１号
債務者　高村　俊範
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９号
福岡県築上郡吉富町大字広津1121番地１　間尾団地１号
債務者　高村スヱ子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第７号
函館市時任町34番12号
債務者　錦織　和幸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
函館地方裁判所